



柏市監査委員告示第 3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成25年 3月11日

柏市監査委員	吉	井	忠	夫
柏市監査委員	高	田	幸	男
柏市監査委員	林		伸	司
柏市監査委員	市	村		衛

平成 2 4 年度

監査の結果に関する報告

定 期 監 査

行 政 監 査

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

吉 井 忠 夫
高 田 幸 男
林 伸 司
市 村 衛

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査，併せて，同条第2項の規定による事務の執行に係る行政監査についても実施した。

3 監査の概要

(1) 第2次実施分

ア 監査を実施した期間

平成24年10月10日から平成25年2月21日まで

イ 監査の対象とした部及び課等

- | | |
|--------------|--|
| (ア) 地域づくり推進部 | 協働推進課
協働推進課男女共同参画室
地域支援課
地域支援課近隣センター
地域支援課アミューゼ柏
地域支援課市民文化会館
秘書広報課 |
| (イ) 市民生活部 | 市民課
市民課富勢出張所
市民課柏駅前行政サービスセンター
消費生活センター
保険年金課
沼南支所総務課
沼南支所窓口サービス課 |
| (ウ) 土木部 | 道路維持管理課 |

道路維持管理課道路サービス事務所
道路交通課
交通施設課
道路整備課
新市道路整備課
下水道整備課
下水道維持管理課
排水対策課

(エ) 会計課

(オ) 議会事務局

庶務課

議事課

(カ) 教育委員会生涯学習部

教育総務課

生涯学習課

生涯学習課中央公民館

生涯学習課沼南公民館

生涯学習課少年補導センター

文化課

スポーツ課

図書館

ウ 監査の方法

平成24年度分で平成24年9月30日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については平成23年度以前分を含む。）が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係各課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から事情を聴取して実施した。

(2) 第3次実施分

ア 監査を実施した期間

平成24年11月9日から平成25年2月21日まで

イ 監査の対象とした部及び課等

(ア) 総務部

行政課

人事課

- 人事課 給与厚生室
- 資産管理課
- 資産管理課 営繕管理室
- 防災安全課
- 技術管理課
- (イ) 財政部
 - 財政課
 - 債権管理室
 - 契約課
 - 収納課
 - 市民税課
 - 資産税課
- (ウ) 教育委員会 学校教育部
 - 学校教育課
 - 学校教育課 学校企画室
 - 学校教育課 学校財務室
 - 学校施設課
 - 学校保健課
 - 学校保健課 学校給食センター
 - 指導課
 - 柏高等学校
 - 教育研究所
 - 教育研究所 かしわ幼稚園

ウ 監査の方法

平成24年度分で平成24年10月31日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については平成23年度以前分を含む。）が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係各課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から事情を聴取して実施した。

(3) 監査の実施に当たっては、特に次の点に意を払うこととした。

ア 市が外部に発注刊行している行政資料（冊子類）について、契約等の事務手続きが規則等の規定にのっとっているか、作成部数は適切か、有料である場合の料金の設定方法や売却代金の収入手続きは適正か、無料である場合に有料にしない理

由は合理的か、在庫の管理は適切か。

なお、前年度以前に刊行した行政資料についても、在庫があるものは、その管理状況について監査対象とした。

また、調査委託等の成果物について、仕様書どおり作成され、当初の目的に沿って効果的に利用されているか。

イ 時間外勤務手当（休日勤務手当を含む。）及び特殊勤務手当の支給について、勤務命令・報告が確実かつ適正か、時間外勤務が慢性化していないか、また、縮減に向けての取り組み、健康面での配慮がされているか。

なお、前年度監査対象とならなかった部局については、職員（臨時職員を含む。）の賃金及び旅費の支給についても、その事務手続が規則等の規定にのっとっているか、積算や支給方法等に問題点はないかなどについても検証した。

ウ 出先機関（保育園）等における現金の取扱い及び保管は適正か、物品購入等の契約事務及び管理・利用状況並びに返納等の事務処理は適正か。

4 監査の結果

軽易な事項については、監査の期間中に口頭により注意、指導を行ったが、特に次の事項については、「監査の結果等の取扱い要領」に定める指摘事項に該当するものと判断した。

(1) 地域づくり推進部協働推進課

時間外勤務手当の支給誤りについて

監査対象期間のうち、抽出により平成24年4月分の職員の時間外勤務手当の支給状況について、人事主管課（総務部人事課）が保管する「時間外・休日勤務命令簿」を調査したところ、時間外勤務時間数の集計誤りによる時間外勤務手当の過少支給が1件見られた。

時間外勤務に関する事務は整理担当者が行っていたが、担当者以外は確認をしていなかったため、誤りを発見できなかったものと考えられる。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので早急に是正し、非抽出の月の時間外勤務時間数の集計についても再度確認を行うとともに、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(2) 地域づくり推進部協働推進課男女共同参画室

ア 時間外勤務手当の支給誤りについて

職員の時間外勤務については、職員勤務時間条例第2条の3及び職員勤務時間条例施行規則第4条第1項により週休日（土曜日及び日曜日）勤務の振替等が、一般職職員給与条例第16条第3項により週休日振替勤務の手当が定められている。

これらの規定によると、週休日勤務を同一週（勤務した週休日の直後の月曜日から金曜日まで）に振り替えた場合は手当は支給されないが、それ以外（勤務した週休日の4週間前の日から8週間後の日まで）に振り替えた場合は手当の支給対象とされている。

ところが、職員の時間外勤務手当の支給状況について、主

管課が保管する服務整理簿等の関係資料を人事主管課（総務部人事課）が保管する「時間外・休日勤務命令簿」と照合することにより確認したところ、平成24年6月分の時間外勤務について、週休日勤務を同一週に振り替えているにもかかわらず、本来支給対象ではない手当が支給されている事例が見られた。

時間外勤務に関する事務は整理担当者が行っていたが、担当者以外は確認をしていなかったため、誤りを発見できなかったものと考えられる。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので早急に是正し、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

イ ネットワーク管理業務委託の見直しについて

柏市インターネット男女共同参画推進センター管理運営業務委託（ネットワーク管理業務委託）については、特定非営利活動法人エアロームかしわと契約金額2,619,600円で一者随意契約により締結している。

主管課の説明によると、本契約は、柏市インターネット男女共同参画推進センターの管理運営の一部を委託するものであり、市民との協働という観点及び男女共同参画の視点から、柏市民公益活動促進条例に基づく特定契約として、当業務を遂行するために必要な技術を持つ市民で構成されている当該業者と一者随意契約をしているとのことであった。

しかしながら、昨今の市の財政状況等を勘案すると、委託料を支出してまで単独のホームページを作成している現状は、費用対効果の面からも再考の余地があり、むしろ公式ホームページ「柏市オフィシャルウェブサイト」を活用するべきであると考えられる。

したがって、今後の契約に際しては、当該業務委託の必要性について検討するとともに、委託を継続する場合にあっても、経済性の観点から設計額の算定に当たり、業務に必要な経費を適切に反映させるとともに契約方法を含めた見直しを

進められたい。

(3) 市民生活部市民課

ア 時間外勤務手当の支給誤りについて

監査対象期間のうち、抽出により平成24年4月及び5月の職員の時間外勤務手当の支給状況について、人事主管課（総務部人事課）が保管する「時間外・休日勤務命令簿」を調査したところ、時間外勤務時間数の集計誤りによる時間外勤務手当の過支給及び過少支給が1件ずつ見られた。

時間外勤務に関する事務は整理担当者が行っていたが、担当者以外は集計確認をしていなかったため、誤りを発見できなかったものと考えられる。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので早急に是正し、非抽出の月の時間外勤務時間数の集計についても再度確認を行うとともに、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

イ 国庫委託金の調定事務について

市が歳入を収入するに当たっては、収入の内容を調査して収入額を決定し、調定票を起票しなければならない。

中長期在留者住居地届出等事務委託費は、出入国管理及び難民認定法等に規定する中長期在留者に関する法定受託事務（住居地の変更届出等）に要する経費として交付される国庫委託金であり、今年度は計1,297,000円を交付する旨が国より平成24年4月23日付けで通知されている。

当該委託費の調定及び収入処理について関係書類を通査したところ、上記通知に基づく調定額1,297,000円の調定票が誤って2件重複して起票されていた。

早急に是正し、処理が重複した理由を明らかにするとともに、今後は、適正な調定事務が行われるよう、十分注意されたい。

(4) 市民生活部市民課富勢出張所

臨時職員の任用について

本市が任用する臨時職員については、地方公務員法第22条第5項の規定により「任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない」とされ、1年を超えての継続的な任用はできないものとされている。

また、人事主管課（総務部人事課）では、「臨時職員採用の手引」において「採用期間が1年を満了する場合、継続した採用は行わず2か月以上の空白期間を設ける」こととしている。

富勢出張所では、窓口業務及び事務補助作業に従事させるために従前より上記規定に基づいて臨時職員を任用しているが、平成24年10月末現在任用されている当該臨時職員2名に係る採用通知書等関係書類を通査したところ、両名とも平成15年9月と同18年8月にそれぞれ採用されて以降、全く空白期間を置かず長期にわたって継続して任用されていることが判明した。

早急に是正に向けた措置を講じるとともに、今後は、適法かつ適正な任用形態が損なわれることのないよう、十分に注意の上事務に当たられたい。

(5) 土木部道路維持管理課

土木使用料の調定時期について

市が歳入を収入するに当たっては、収入の内容を調査して収入額を決定し、調定票を起票しなければならない。

道路維持管理課では、道路法第39条第1項の規定に基づき、市が管理する道路を占用しようとする者から道路占用料（土木使用料）を徴収している。また、占用料は、道路占用料条例第4条第1項の規定により、原則として「占用許可をした日から1月以内にその全額を徴収する」とされている。

占用料の監査対象期間における調定及び収入処理について、関係書類を通査したところ、占用許可年月日より前の日付で調定票の起票がなされている事例が複数見られた。(道路維持管理課では、原則として当月内に決定した占用料についての調定票を一括して起票しているが、8月中に許可決定を行った占用料に係る調定票の起票が平成24年8月26日付で行われているにもかかわらず、占用許可年月日が同日以降となっているものが複数含まれていた。)

占用許可がいまだなされず、徴収すべき占用料として正式に決定されていない時点で調定を行うことは、上記規定のみならず、調定を行うべき時期について定める財務規則第29条第1項の規定に照らしても、なお適正を欠いていると言わざるを得ない。占用許可件数が極めて多く、許可決定した都度の調定とするのが甚だ困難であることは理解できるが、今後は、少なくとも許可決定と調定の時系列に矛盾が生じることのないよう、十分注意して事務に当たられたい。

(6) 土木部道路交通課

出張命令簿の記載漏れ等について

職員の出張旅費を調査したところ、出張命令簿に出張命令権者の印がない事例が多数見られた。

本来、出張に当たっては、職員旅費支給条例第4条第4項の規定により、出張命令権者が出張命令を発し、出張命令簿に当該出張に関する事項を記載して行うこととされている。

しかし、当該事例は、出張命令権者による出張命令が発せられないまま出張が行われ、旅費が支給されたものである。

このことについては、前年度の定期監査において、帰着日の記入漏れとともに口頭により改善するよう注意、指導してきているところであるが、いまだに改善が図られていない。早急に是正するとともに、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(7) 土木部交通施設課

市営駐車場使用料の見直しについて

市営駐車場使用料については、平成20年度以降年々減収が続き、平成24年度においても減収が見込まれている。

主管課の説明によると、長引く景気低迷と民間駐車場の増加が原因であるとのことであったが、景気が回復すれば利用者が増大するという保証は無く、また、民間駐車場は運営に関する様々な工夫をしていると考えられる。

したがって、料金体系の見直しや特約店の拡大などの増収対策を講じ、独立採算が原則の特別会計として、一般会計からの繰入を極力減らすよう努力されたい。

(8) 土木部道路整備課

ア 土木使用料及び財産貸付収入の調定期間について

市が歳入を収入するに当たっては、収入の内容を調査して収入額を決定し、調定票を起票しなければならない。

道路整備課では、所管する街路用地について、行政財産使用料条例第2条の規定により、当該用地を使用する者から街路用地使用料を徴収しているほか、財務規則第245条の規定による有償での貸付けを行い、契約に定めるところにより貸付料を徴収している。

これらの歳入の監査対象期間における調定及び収入処理について、関係書類を通査したところ、収入の時点で調定票の起票がなされておらず、収入後になってから収入前に遡って起票を行っている事例が多数見受けられた。

このことについては、前年度の定期監査においても口頭により改善するよう注意、指導してきているところであるが、いまだに改善が図られていない。今後は、適正な調定及び収入処理が行われるよう、十分に注意して事務に当たられたい。

イ 特殊勤務手当の対象となる勤務状況の管理について

一般職職員給与条例第13条に規定される特殊勤務手当のうち、土地の取得等のための交渉業務については、職員特殊

勤務手当支給規則第15条の規定により、当該業務に従事した職員に対し、1日につき450円の用地交渉手当を支給することとされている。

道路整備課では、職員の当該業務に係る勤務実績について、独自に作成した「用地交渉手当算定資料」に各職員が実施した年月日及び半日か全日かの区分（当該業務に従事した時間が、職員特殊勤務手当支給規則第21条第3項の規定により当該手当の満額支給の条件とされている1日当たり3時間50分（勤務時間終了後にあつては、2時間）以上であるかどうか）を自ら記録させることによって把握しており、当該算定資料により集計された実施状況を「特殊勤務命令簿兼報告書」に転記して月ごとに給与主管課（総務部人事課給与厚生室）に報告している。

今回、監査対象期間における当該手当に係る「用地交渉手当算定資料」について逐一確認を行ったが、上記のとおり記載事項が「実施年月日」と「半日／全日区分」しか設けられておらず、厳密な実施時間の把握及び管理が行われていなかった。また、職員が個々に記入した当該業務に係る勤務実績は、所属長等による明確な形での検認を受けないまま「特殊勤務命令簿兼報告書」に転記されていた。

所属長の命令により職員が従事する時間外勤務又は休日勤務については、職員服務規程第13条に規定する「時間外・休日勤務命令簿」により個別に実施日時の詳細な記録が行われ、それぞれの勤務について所属長ほかによる決裁がなされ、さらに実際に勤務を行ったことが検印によって明確に確認されており、有効に内部統制の確立が図られている。

正確かつ厳密な根拠に基づいて支出が決定されなければならないのは特殊勤務手当も時間外・休日勤務手当と何ら変わるものではない。当該手当についても、支給対象となる業務状況の集計、把握及び報告方法を是正し、正確な勤務実績が反映された支給となるよう、事務手法の改善を検討されたい。

ウ 旅費の支給誤りについて

出張等を行った職員に対する旅費（概算払に関する旅費を除く。）の支給については、職員旅費支給条例施行規則第6条の規定により、「毎月1回とし、当月分を翌月15日までに支給する」ととされている。

当該旅費の支給は職員旅費支給条例第4条第4項の規定により必要事項を記載した「出張命令簿」に基づいて行われるが、監査対象期間において当該出張命令簿に記載されている出張における普通旅費の支給状況を確認したところ、平成24年4月及び5月分の出張について、2件の未払いが見られた。

旅費の支給事務は整理担当者が行っていたが、担当者以外は確認をしていなかったため、支給漏れを発見できなかったものと考えられる。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので、早急に是正し、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(9) 土木部下水道整備課

旅費の支給誤りについて

出張等を行った職員に対する旅費（概算払に関する旅費を除く。）の支給については、職員旅費支給条例施行規則第6条の規定により、「毎月1回とし、当月分を翌月15日までに支給する」ととされている。

当該旅費の支給は職員旅費支給条例第4条第4項の規定により必要事項を記載した「出張命令簿」に基づいて行われるが、監査対象期間において当該出張命令簿に記載されている出張における普通旅費の支給状況を確認したところ、平成24年6月分の出張について、3件の未払いが見られた。

旅費の支給事務は整理担当者が行っていたが、担当者以外は確認をしていなかったため、支給漏れを発見できなかったものと考えられる。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので、早急に是正し、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(10) 土木部下水道維持管理課

特殊勤務手当の支給誤りについて

一般職職員給与条例第13条に規定される特殊勤務手当のうち、下水道維持管理課においては、職員特殊勤務手当支給規則第5条第1号の規定により、「納期限までに納付のない市税、保険料、分担金、使用料、加入金、手数料、過料等の徴収のための職場外において行う交渉」を行った職員に対し、1日につき400円が支給されている。また、職員特殊勤務手当支給規則第21条第3項の規定によると、「日額で定められている特殊勤務手当については、当該手当の支給を受ける職員が作業又は事務に従事した時間が1日3時間50分（勤務時間終了後にあつては、2時間）に満たない場合は、半額とする」とされている。

ところが、職員の特務手当の支給状況について調査したところ、平成24年7月分の特務手当について、1日に従事した時間が3時間50分未満であったにもかかわらず、全額が支給されている事例が見られた。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので、早急に是正し、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(11) 議会事務局議事課

時間外勤務手当の支給誤りについて

監査対象期間のうち、抽出により平成24年9月分の職員の時間外勤務手当の支給状況について、人事主管課（総務部人事課）が保管する「時間外・休日勤務命令簿」を調査したところ、時間外勤務時間数の集計結果の転記誤りによる時間外勤務手当の過少支給が1件見られた。

時間外勤務に関する事務は整理担当者が行っていたが、担当者以外は確認をしていなかったため、誤りを発見できなかったものと考えられる。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので早急に是正し、非抽出の月の時間外勤務時間数の集計についても再度確認を行うとともに、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(12) 総務部人事課

旅費の支給誤りについて

職員に支給する旅費は、職員旅費支給条例第7条の規定により、「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する」とされている。また、人事課発行「旅費の手引」では、「通勤手当として支給され、購入した定期券を実際に利用した場合はその区間の交通費を減額する」と定められている。

ところが、職員への旅費の支給状況を確認したところ、出張の経路に通勤経路が含まれ定期券を利用しているにもかかわらず、通勤経路の運賃も含めて支給されている事例が見られた。

旅費の支給事務は整理担当者が行っていたが、担当者以外は確認をしていなかったため、誤りを発見できなかったものと考えられる。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので、早急に是正し、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(13) 総務部人事課給与厚生室

特殊勤務手当の支給の適正化について

今年度の監査重点項目として、監査対象部署の特殊勤務手当の支給状況について調査したところ、複数の部署において、事務の単純なミスによる誤支給や、実際の勤務実績に基づか

ない「みなし」による支給，実施時間の不完全な記録や所属長による検認を得ないままの支給等の，不適切な処理が多数確認されたところである。

言うまでもなく，手当等の支給については，条例，規則等に定めるところにより正確かつ厳密に行われるべきものである。

については，給与主管課として，改めて，手当支給の趣旨や勤務状況の把握・集計及び報告の方法等について庁内各部署に周知徹底し，適正化に努められたい。

(14) 総務部防災安全課

ア 旅費の支給誤りについて

職員に支給する旅費は，職員旅費支給条例第7条の規定により，「旅費は，最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する」とこととされている。また，人事課発行「旅費の手引」では，「通勤手当として支給され，購入した定期券を実際に利用した場合はその区間の交通費を減額する」よう定められている。

ところが，職員への旅費の支給状況を確認したところ，出張の経路に通勤経路が含まれ定期券を利用しているにもかかわらず，通勤経路の運賃も含めて支給されている事例が見られた。

また，その他にも，旅費の未払い，出張命令簿の記載や出張命令権者の印がないにもかかわらず旅費が支給されている事例が多数見られた。

旅費の支給事務は整理担当者が行っていたが，担当者以外では確認をしていなかったため，これらの誤りを発見できなかったものと考えられる。

これは，確認体制の不備が招いた誤りであるので，早急に是正し，今後は，複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

イ 防災マップの情報の整理について

防災マップは，市民の防災対策に役立てられるよう，災害

時の避難場所や防災施設等の情報を地区別にまとめたもので、防災講習会や訓練時に配布し活用されている。

このような中、先の東日本大震災の際、一部の施設では防災マップ上に指定避難場所として掲載されているにもかかわらず、実際には帰宅困難者の受入れが行われなかったという状況が見られた。

主管課の説明によると、市と施設の間で、災害時の対応についての共通の理解がなかったことに起因するものとのことであった。

今後は、避難場所を始めとする防災関連機関と定期的に災害時の対応方法を確認するとともに、必要に応じて災害時に有効に機能すべく掲載情報を適時に整理修正し、よりわかりやすく実効性のある防災マップの作成に努められたい。

(15) 財政部財政課

週休日勤務の振替における時間外勤務手当の支給誤りについて

職員の時間外勤務手当については、一般職職員給与条例第16条第1項の規定により「勤務1時間当たりの給与額に…（中略）…規則で定める割合を乗じて得た額」が支給され、週休日（土曜日及び日曜日）に勤務した場合の支給割合は、一般職職員給与条例施行規則第10条第2号の規定により「100分の135」とされている。

また、職員勤務時間条例第2条の3及び職員勤務時間条例施行規則第4条第1項により週休日（土曜日及び日曜日）勤務の振替等が、一般職職員給与条例第16条第3項により週休日振替勤務の手当が定められており、週休日勤務を4週間前の日から8週間後の日までに振り替えた場合は、勤務1時間当たりの給与額に「100分の25」を乗じて得た額の手当が支給対象とされている。

ところが、監査対象期間のうち、抽出により平成24年4月及び6月分の職員の時間外勤務手当の支給状況について、主管

課が保管する服務整理簿等の関係資料を人事主管課（総務部人事課）が保管する「時間外・休日勤務命令簿」と照合することにより確認したところ、週休日勤務を4週間前の日から8週間後の日まで振替日として指定したにもかかわらず、実際には振替が行われていなかったため、本来「100分の135」で支給すべき時間外勤務手当の一部が「100分の25」として支給されている事例が1件見られた。

誤りを早急に是正し、非抽出の月の時間外勤務についても再度確認を行うとともに、今後、振替日を指定した場合は、実際に振替が行われたかどうか確認を行い、適切な手当の額を支給されたい。

(16) 財政部収納課

ア 時間外勤務手当の支給誤りについて

職員の時間外勤務手当については、職員勤務時間条例第2条の3及び職員勤務時間条例施行規則第4条第1項により週休日（土曜日及び日曜日）勤務の振替等が、一般職職員給与条例第16条第3項により週休日振替勤務の手当が定められている。

また、総務部人事課発行「服務の手引」では、勤務した週休日の1日振替時間数（休憩時間を除き7時間45分）を超える時間外勤務は、「100分の125」の時間外勤務手当の支給対象となるとされている。

ところが、職員の時間外勤務手当の支給状況について、人事主管課（総務部人事課）が保管する「時間外・休日勤務命令簿」を確認したところ、平成24年7月分の時間外勤務について、勤務した週休日の1日振替時間数（休憩を除き7時間45分）を超える時間外勤務について、本来「100分の125」で支給すべき時間外勤務手当が「100分の135」として支給されている事例が1件見られた。

時間外勤務に関する事務は整理担当者が行っていたが、担当者以外は確認をしていなかったため、誤りを発見できな

ったものと考えられる。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので早急に是正し、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

イ 週休日勤務の振替における時間外勤務手当の支給誤りについて

職員の時間外勤務手当については、一般職職員給与条例第16条第1項の規定により「勤務1時間当たりの給与額に…（中略）…規則で定める割合を乗じて得た額」が支給され、週休日（土曜日及び日曜日）に勤務した場合の支給割合は、一般職職員給与条例施行規則第10条第2号の規定により「100分の135」とされている。

また、職員勤務時間条例第2条の3及び職員勤務時間条例施行規則第4条第1項により週休日（土曜日及び日曜日）勤務の振替等が、一般職職員給与条例第16条第3項により週休日振替勤務の手当が定められており、週休日勤務を4週間前の日から8週間後の日までに振り替えた場合は、勤務1時間当たりの給与額に「100分の25」を乗じて得た額の手当が支給対象とされている。

ところが、職員の時間外勤務手当の支給状況について、主管課が保管する服務整理簿等の関係資料を人事主管課（総務部人事課）が保管する「時間外・休日勤務命令簿」と照合することにより確認したところ、週休日勤務を4週間前の日から8週間後の日までに振替日として指定したにもかかわらず、実際には振替が行われていなかったため、本来「100分の135」で支給すべき時間外勤務手当の一部が「100分の25」として支給されている事例が3件見られた。

誤りを早急に是正し、今後、振替日を指定した場合は、実際に振替が行われたかどうか確認を行い、適切な手当の額を支給されたい。

(17) 財政部市民税課

時間外勤務手当の支給誤りについて

監査対象期間のうち、抽出により平成24年4月及び5月分の職員の時間外勤務手当の支給状況について、人事主管課（総務部人事課）が保管する「時間外・休日勤務命令簿」を確認したところ、時間外勤務時間数の集計誤りによる時間外勤務手当の過支給が1件見られた。

時間外勤務に関する事務は整理担当者が行っていたが、担当者以外は確認をしていなかったため、誤りを発見できなかったものと考えられる。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので早急に是正し、非抽出の月の時間外勤務時間数の集計についても再度確認を行うとともに、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(18) 教育委員会学校教育部学校保健課

ア 振替休暇を取得した時間外勤務に対する手当の支給誤りについて

正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員に対しては、一般職職員給与条例第16条第1項の規定により、規則で定める額の時間外勤務手当が支給されるが、職員勤務時間条例第2条の3の規定により、週休日（土曜日及び日曜日）に勤務を命じられた場合において、当該週休日を同一週（勤務した週休日の直後の月曜日から金曜日まで）内の通常の勤務日に振り替えることとした場合には、当該手当は支給されない。

今回、職員の時間外勤務手当の支給状況について、主管課が保管するサービス整理簿等の関係資料を人事主管課（生涯学習部教育総務課）が保管する「時間外・休日勤務命令簿」と照合することにより確認したところ、実際には同一週内の通常の勤務日に週休日を振り替えている旨がサービス整理簿から確認されるにもかかわらず、当該命令簿上は当該振替を行わなか

ったものとして人事主管課へ報告を行っていたために、本来であれば支給されるべきではなかった時間外勤務手当が誤って支給されている事例が見られた。

当該支給誤りは時間外勤務の集計，報告等に関する事務が少数の職員で行われ，十分な確認体制が確立されていなかったことに起因するものであると考えられる。早急に是正した上で，今後は同様の誤りが再発することのないよう，実施体制及び確認体制の改善に向け積極的な措置を講じられたい。

イ 特殊勤務手当の支給誤りについて

一般職職員給与条例第13条に規定される特殊勤務手当のうち，学校給食調理場における衛生管理責任者の任にある栄養職員については，職員特殊勤務手当支給規則（以下「支給規則」という。）第16条の規定により，1月につき2,000円の施設管理者手当が支給されている。

平成24年度は，市が各校に配置する栄養職員のうち2名が衛生管理責任者としての兼務辞令を受けているため，学校保健課では，当該職員について月ごとに「特殊勤務命令簿兼報告書」を作成し，給与主管課（生涯学習部教育総務課）に報告している。

給与主管課では，当該報告書の確認を行った上で施設管理者手当の支給額を決定し，当該決定額を翌月の給料と併せて支給している。

今回，平成24年8月分の施設管理者手当について学校保健課が作成した「特殊勤務命令簿兼報告書」を確認したところ，本来当該手当の支給対象となるべき栄養職員2名のうちの1名について，支給規則第21条第2項に定める支給要件（月額支給の特殊勤務手当を全額支給するためには，その月の勤務日数が，勤務を要する日数の2分の1以上でなければならないとするもの）を満たしているにもかかわらず，支給が行われていなかった。

当該不支給について担当者に経緯を確認したところ，学校保健課では当該手当の支給の有無を所定の衛生管理関連行事

への出席状況により判定しており，当該栄養職員2名のうちの1名は8月中に当該関連行事への出席がなかったため，支給対象外と判断していたとのことであった。

支給規則第16条は，施設管理者手当を「法令，条例又は規則に定められた施設管理者等に支給」するものとしており，特に特定の業務に従事したり，特定の行事に出席することをもって支給の要件としていない。

当該栄養職員2名はいずれも衛生管理責任者の兼務を命ずる旨の人事発令を教育委員会より受けており，支給規則第21条第2項に定める支給要件を満たす限りは，2名ともに当然に支給対象となるべきものであると考える。このことについては，給与主管課とも十分に協議を行い，必要であれば早急に是正のための措置を講じられたい。

また，今後は当該手当の支給要件については担当者間での見解の統一に努め，支給規則の規定に則した厳正な運用が保たれるよう，併せて改善を図られたい。

(19) 教育委員会学校教育部柏高等学校

緊急工事・修繕工事運用基準の不備の是正について

緊急工事・修繕工事運用基準（以下「運用基準」という。）は，平成22年度に発生した不適正契約の再発を防ぐため，各課で作成をしているものであるが，柏高等学校の作成する運用基準中，業者の選定方法について，「契約システムの指名契約状況照会により，成績評価を参照し，上位の者から選定する」と規定されている。

主管課の説明によると，契約システム上で表示される各登録業者の総合評定値を参考として選定を行うという趣旨の規定であるとのことであった。

総合評定値とは，建設業法で定められた経営事項審査における経営状況分析の結果と経営規模等評価の結果により算出した各項目を総合的に評価したものである。

契約事務を総括する財政部契約課に確認したところ，担当課

扱いの緊急工事の多くは設計額が少額の上，技術的難易度も高くないものが多いため，その場合は総合評定値の上位業者にこだわる必要はなく，登録業者の中からバランスに配慮して選定すべきとの見解であった。

したがって，総合評定値を参考として上位の者から選定するという内容を規定した運用基準は適切ではないので，所要の見直しを図りたい。

(20) 教育委員会 学校教育部 教育研究所

時間外勤務を行った臨時職員への割増賃金の支給誤りについて

教育研究所では，市立の小中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒について，その教育的なニーズを的確に把握し，適切な指導及び支援を行っていくため，計78名の特別支援教育補助員を臨時職員として採用し，当該児童生徒が在籍する各小中学校に配置している（平成24年10月末現在）。

今回，教育研究所が当該補助員に対して支給した賃金に関して，その支給事務が採用通知書や勤務状況報告書に照らして適正に行われているかどうかについて，一部を抽出して確認を行ったところ，採用通知書において「宿泊行事のある日においては8時15分から17時までを勤務時間とし，勤務日の当該勤務時間外に勤務を命ずる場合は，当該時間外勤務については基本賃金（時間給）に25%の割増率を加算して賃金を支給する」旨が明示されているにもかかわらず，実際に作成された勤務状況報告書から確認された宿泊行事（修学旅行引率）に際して実施された時間外勤務について，必要な割増賃金の加算が行われていない事例が複数見受けられた。

当該支給誤りは支給事務を少数の職員で行い，十分な確認体制が確立されていなかったことに起因するものであると考えられる。今後は，抽出の対象外となった補助員についても同様の支給漏れがないかについて確認を行った上で，誤りが再

発することのないよう、早急に是正に取り組まれない。

(21) 教育委員会学校教育部教育研究所かしわ幼稚園

契約関係書類の徴取及び支出負担行為伺票の起票時期について

市と随意契約を締結しようとする者（以下「相手方」という。）は、原則として所定の様式により見積書を作成し、記名押印の上、市に提出しなければならない（財務規則第139条、柏市随意契約見積心得第5条）。

また市は、財務規則第144条第1項の規定により契約書の作成を省略することができる場合にあつて当該契約を締結しようとするときは、同条第2項の規定により、原則として契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請け書を相手方から徴さなければならない。

かしわ幼稚園が監査対象期間内に締結した随意契約について、上記の諸規定に基づく見積書及び請け書等（以下「関係書類」という。）の徴取状況を通査したところ、「見積り合わせ結果報告」においては平成24年4月4日に見積り合わせを行い、翌5日に契約を締結したとされる人形劇公演委託について、相手方より徴した見積書の発行日が平成24年11月6日となっている事例が見られた。

担当者に経緯を確認したところ、4月の見積り合わせ及び契約締結の段階では関係書類の徴取を行っておらず、相手方に口頭で見積額を確認して見積り合わせ結果報告を作成しており、実際の人形劇公演が完了した11月6日になって初めて、相手方より関係書類の提出があったためであるとのことであった。

また、委託料においては、支出負担行為としての整理は「契約を締結するとき」に、必要な関係書類を添付して行わなければならない（財務規則第63条（別表第3））ものとされているが、当該契約においては契約時点で関係書類の提出が行われなかったために、支出負担行為伺票の起票が委託業務完

了後に契約締結日に遡及して行われていた。

関係書類は、当事者間の誤解や紛争を未然に防止するためにも、契約を締結した時点で徴取されなければならない。当該徴取の遅滞が、本来契約締結時に起票されなければならない支出負担行為伺票の遡及起票の一因ともなったことを考えると、当該契約に係る一連の事務手続きのあり方は、適正を欠いていると言わざるを得ない。

今後は、市と相手方との予期せぬトラブルを回避するためにも、規定上関係書類の徴取が必要とされる契約にあっては、契約締結時に文書による徴取が確実に行われるよう、十分注意して事務に当たられたい。

併せて、支出負担行為伺票の起票についても、安易に遡及することなく、財務規則第63条（別表第3）の規定を遵守して適時に行われるよう努められたい。